仕　　様　　書

1　業務件名
　令和８年度熊谷基地さくら祭における野外売店の出店

2　業務内容
　野外売店の設置及び販売業務

3　相手方の決定
　本業務を行う者については、航空自衛隊熊谷基地司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4　国有財産の使用許可
(1)　本業務を行う者は、北関東防衛局長に野外売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
(2)　次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
　ア　国が使用財産を使用するとき。
　イ　国有財産の使用許可の相手方（以下、「乙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
(3)　使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

5　乙の資格
　乙は、以下の条件を満たしていること。
(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6　国有財産使用料
　乙は、野外売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
　なお、１平方メートルあたりの国有財産使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（蔵管第１号３３．１．７）」によるものとし、歳入徴収官（防衛省北関東防衛局長）が指定する期日までに、指定された全額を一括で前納すること。
　ただし、熊谷基地さくら祭が実施されなかった場合、使用料は発生しない。

7　販売日等
　令和９年３月下旬または同年４月上旬（雨天の場合は、中止）
　なお、中止も含め変更となる場合がある。

8　費用負担
　本業務に伴う費用は、乙の負担とする。また熊谷基地売店会の示す費用負担（イベント保険料等）に対して協力すること。

9　名義使用の制限
　乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

１０　管理責任

(1)　乙は、自らの責任において野外売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故等発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　乙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

１１　衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

１２　電気、ガス及び水道等の使用

基地内の設備は一切使用できないため、全て乙が用意するものとする。

１３　損害賠償

乙は、債務不履行の場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

１４　業務仕様

(1)　本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと（衛生及び施設関係を含む。）。

(2)　野外売店の設置及び撤去に係る費用は乙の負担とする。また、行事が中止になった場合の損害は補償しない。

なお、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、販売すること。

(4)　乙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(5)　乙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(6)　出店者は、売上額を報告すること。

(7)　暴力団、暴力団員及びそれらの関係者を売店の運営に参加させないこと。

(8)　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に現に属する者を売店の運営に参加させないこと。

(9)　本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

１５　仕様の細部

(1)　設置場所

熊谷基地内野外売店エリア　各店舗１９．４４㎡（３．６ｍ×５．４ｍ）を基準

(2)　販売条件等

ア　食品取扱業は、それぞれの販売形態（営業用テント又はキッチンカー）の食品営業許可証を有すること。また、販売品目はその食品営業許可証に記載された許可の条件を満たしていること。

イ　ガスコンロ、エンジン発電機等火気器具類を使用する場合、消火器を自ら持参し設置すること。

ウ　プロパンガスボンベを使用する場合はガス漏れを防ぐため、ゴムホースは器具との接合部分をホースバンド等で締め付けるとともに適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないことを点検すること。また、転倒しないよう鎖等で固定すること。

エ　テント、旗等の飛散防止処置を実施すること。

オ　エンジン発電機への基地内での給油を禁止する。

カ　野外売店として許可された場所以外での販売・営業活動は禁止する。

キ　設置許可された範囲を超えての設置は認めない。（**はみ出し禁止**）

ク　事前に販売品目として**申請した商品以外の販売は禁止**する。

ケ　業務発生のゴミは、各自、持ち帰ること。

コ　腸内菌検索は**入門者全員分を網羅すること。**(飲食提供業者のみ)

サ　緊急時等は、使用許可を受けていても国が使用する場合があるため、速やかに担当職員の指示に従うこと。

シ　販売時間は厳守すること。

ス　物品の販売において弾薬、爆薬等の模造品、ナイフ（ナイフ付コンビネーションツールを含む。）、ドローン等の飛行物、刃物、概ね１／１スケールのモデルガン、瓶類の飲料水等については取扱いを禁止する。その他の品目についても基地行事に相応しくないと思われる物品については取扱いを禁止することがある。

１６　出店日当日持参する書類等

(1)　臨時車両入門許可証（現在、関係部署と調整中のため、別示します。）

(2)　身分を証明できるもの（運転免許証又はマイナンバーカード等顔写真付の証明書）

(3)　期限付小売業免許届出書の写（熊谷税務署の受付印があるもの）（酒類）

※コップに注いで販売する場合は必要なし。